

## 鳥取県測量等業務委託料部分払制度実施要領

### 1 目的

この要領は、鳥取県設計業務等契約書第36条の2に定める部分払（以下「部分払」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 部分払ができる業務

土木建築に関する測量等業務のうち、成果物の一部分が可分であり、既履行部分と未履行部分が明確に区分できる業務を対象とする。

### 3 部分払の請求

受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、業務既履行部分確認願（様式）を発注者に提出して、当該請求に係る既履行部分の確認を受けなければならない。

### 附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

様式

業務既履行部分確認願

職 氏 名 様

次の業務に係る既履行部分の確認をしてくださるようお願いします。

年 月 日

受注者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

業務名	
業務場所	
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
業務委託料	金 円

備考 業務委託料は、算用数字で記載すること。